

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃における深夜早朝割増の 廃止等に係る審査方針について

制 定 平成26年 3月24日 九運公第102号

九州運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成14年1月18日付け九運公福第50号)」1. 運賃(3)距離制運賃、口、距離制運賃の割増 ②に規定する深夜早朝割増の廃止等に係る審査方針について、下記のとおり定めたので公示する。

平成26年 3月24日

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

1. 深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われたとしても、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少しないことを証明する書類の提出を求め、当該書類によりこれが証明される場合に限り認可を行うこととする。
2. 認可に当たっては、以下を認可に係る条件として付すこととする。
 - ① 賃金台帳等による運転者の時間当たり賃金の前年度分の支払い実績の報告を毎年度4月末までに行うこと
 - ② 当該報告により、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われた結果、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少したことが明らかとなった場合には、認可を取り消すこと

附 則

本通達は、平成26年3月24日から施行する。